官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務二六五）　一
○保安林の指定をする件（農林水産一一六二～一一六七）　二
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一一六八）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（経済産業一一七）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通七六九）　三
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　宮内庁　三

〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）登録実施機関の登録事項の変更について（関東運輸局）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七二）
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同七三）
〔公　告〕
諸事項
官庁
職員の免職処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他

その他告示

○総務省告示第二百六十五号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年七月十四日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年七月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

変更認定に係る時刻認証業務の名称　セイコータイムスタンプサービス

変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　0dd6　e878　7c36　74fb　0613　7cd7　fbb3　44aa　f45f　8f3e

変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　fac1　3e18　8130　7cc4　fbdb　5e59　baa3　cb60　f5d1　4cd8　973b　4471　a2cd　bb46　abbc　29a4

変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　5668　79d3　5965　e013　d630　345e　b813　6e0c　2519　8b89

変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　e5e3　69b9　4495　94fc　7626　b2da　4e18　6796　a477　f32f　870a　1d31　d507　3444　dc8e　e63d

変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　8040001079502

変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　セイコーソリューションズ株式会社

変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Seiko Solutions Inc.

変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　千葉県千葉市美浜区中瀬１－８

○農林水産省告示第千百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字下名六の一、六の二、一九、一九の二、六三六、六四六、六四七、六六三、字川上一八の一、一九、二〇の一、二〇の二、二〇の五、二五の一、二五の二、二七の一、二七の五、三〇の二、三〇の三、三一の一、三一の二、六六三の一から六六三の三まで、六八四、六八四の二、六八四の三、六九二の一、六九二の二、字麻衣二一の二六から二一の三三まで、二一の三六、字太合三二の一、三六の一、四五の二、四六の一、四七の一、六三から六五まで、七五の一から七五の三まで、一〇〇の二、一二八、一三九、一三三の三、一六三、一六六、一六七、三〇一の一、六三一一の一、六三一一の三、六三一一の四、六三一三、六三三六、七三七、七五〇、八五二の二、八五七、八五九、八八一、八九〇の一、字谷口一九七の一、三六一の一、三六二、三六三の一、三九八の一、三九八の二、四一八、四二一の一、四二二の二、四三八、四三九、字谷口カケ二八八の一、二八八の二、二八八の四、三〇七、三二六から三二八まで、三四六、三四七、字川上カケ三九一の二、四七一から四七三まで、四七四の一、字太合カケ四一三の三、四二五の一、四二六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）